

横瀬町森林整備計画変更計画書（案）

令和4年3月 日

計画期間

自	平成30年	4月	1日
自	令和10年	3月	31日

埼玉県

横瀬町

1 変更の理由

令和3年6月15日に閣議決定された「森林・林業基本計画」を踏まえ、森林法施行規則等について所要の改正を行うことに伴い、「市町村森林整備計画制度等の運用について」（平成30年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知）が改正されました。

このため平成30年3月30日に樹立した横瀬町森林整備計画について、森林法第10条6第3項の規定により変更しようとするものです。

2 変更年月日

令和4年3月 日

3 変更事項

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 (略)

2 森林整備の基本方針

3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

3 (略)

第2 造林に関する事項

1 (略)

2 天然更新に関する事項

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

4・5 (略)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

2・3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

3 (略)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

第6～第8 (略)

III・IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

2～5 (略)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 (略)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

①・② (略)

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健文化機能

(1) 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

(2) 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

(3) 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している森林

⑤ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア (略)

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>	
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	
保健文化機能	<p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	
	文化機能	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
	生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>	

3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとする。

・皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、**伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする**

・択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が**人工造林**による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるようものとし、**適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。**

また、伐採・搬出に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね20ha以内とするとともに、以下のアからオに留意する。

ア～オ (略)

3 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) (略)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア (略)

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
(略)	(略)
(略)	(略)
植栽の時期	春植えは3月中旬から4月下旬、秋植えは、9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期を考慮の上決定する。 なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) ~ (3) (略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

該当するかどうかを町へ確認し、必要な指導を受けることとする。

4・5 (略)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

(略)

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

また、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満については10年、標準伐期齢以上については15年を目安とする。

樹種	施業方法	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	標準伐期	1,500 (疎仕立て)	—			
	長伐期		35	45		
ヒノキ	標準伐期		—			
	長伐期		40	55		
スギ	標準伐期	2,500 (中仕立て)	25			
	長伐期		25	35	45	
ヒノキ	標準伐期		30			
	長伐期		30	40	55	
スギ	標準伐期	3,200 (密仕立て)	18	25		
	長伐期		18	25	35	45
ヒノキ	標準伐期		20	30		
	長伐期		20	30	40	55

(ア) (略)

(イ) 間伐木の選定の方法

材木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。

また、スギやヒノキにあっては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

(ウ) (略)

2・3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
(略)	(略)	(略)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(略)	(略)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	なし	—

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

第6～8 (略)

Ⅲ・Ⅳ (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) (略) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア～エ (略)

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) (略)

(2) その他

ア～エ (略)

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2～5 (略)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

意向調査等に基づき、必要に応じて実施する。

7 その他必要な事項